墨田区障害福祉計画【第5期】 墨田区障害児福祉計画【第1期】



平成30 (2018) 年3月

墨田区は、平成27年3月に「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」 (平成27年度~平成32年度)、「墨田区障害福祉計画【第4期】」 (平成27年度~平成29年度)を策定し、「自己決定の尊重」、「地域に おける自立生活の支援」、「ともに生活する社会の創造」を基本理念に掲げ、 障害福祉サービスの提供体制の状況やニーズ等を踏まえ、障害者施策の着実 な推進を図ってまいりました。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律」(障害者差別解消法)が施行され、障害のある方もない方も、お互い に人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくるための取り組みを 行っています。

この度、墨田区のこれまでの取り組みの更なる充実を図るため、「墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】」を策定いたしました。墨田区障害児福祉計画は、児童福祉法の一部改正により、新たに規定された「市町村障害児福祉計画」として策定したものです。

計画の策定に当たりましては、墨田区地域自立支援協議会、墨田区障害者施策推進協議会で協議、検討を行うとともに、区民の皆様から御意見をいただきながら進めてまいりました。

今後も本計画の着実な推進により、障害のある方もない方も社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、「人と人とのつながり」が輝くまちづくりの実現に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

墨田区長 山本 亨

目 次

1		計	画	の	策定	:1=	当	た	つ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1))	計	画	策定	<u>'</u> ග	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)		計	画(の基	本	的	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(3)		計	画(の性	格	لح .	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(4)				钥間				•	•	•	•			•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(5)		計	画(の策	定	方	法	لح	計	画	の	評	価	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		1		計	画の	策	定	体	制	及	び	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		2		計	画の	点	検	及	び	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		3		教i	育機	関	•	医	療	機	関	そ	の	他	の	関	係	機	関	ع	の	連	携	に	関	す	る	事	項	•	•	•	2
2		基	本	指針	計に	定	め	る	成	果	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1))	福	祉	施設	<u>(</u> の	入	所	者	の	地	域	生	活	^	の	移	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2))	精	神	章害	:1=	ŧ	対	応	し	た	地	域	包	,括	ケ	ア	シ	ス	テ	厶	の	構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3))	地	域	生活	支	援	拠	点	等	の	整	備	•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		•	4
	(4))	福	祉	施設	か	ら	_	般	就	労	^	の	移	行	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4
	(5)		障	害!	見支	援	の	提	供	体	制	の	整	備	等	-		•	•	-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3		各	年	度に	こお	け	る	障	害	福	祉	サ	_	ビ	゙ス	等	の	種	類	ご	ځ	の											
		必	要	な』	量の	見	込	3	ع	そ	の	確	保	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(1))	訪	問	系サ	-	ビ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		1		居	包介	·護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		2		重原	变訪	間	介	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		3		同	 污援	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		4		行	勆援	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		5		重原	变障	害	者	等	包	括	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)		日	中	舌動	系	サ	—	ビ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		1		生》	舌介	·護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		2		自3	立訓	練	(機	能	訓	練)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		3		自3	立訓	練	(生	活	訓	練)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		4		就	1.	行	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		5		就	労継	続	支	援	(Α	型)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		6		就	労継	続	支	援	(В	型)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
		7		就	労定	'着	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
		8		療	養介	·護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
		9		短其	朝入	.所	(福	祉	型		医	療	型)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	(3))	居	住	系サ	_	ビ	ス	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
		1		自3	系生生は	活	援	助			•				•			•	•		•		•	•		•	•	•		•	•	1	7
		2		共	司生	活	援	助	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		1	8
		3		施詞	没入	.所	支	援			•			•				•	•				•		•	•	•	•		•		1	9

(4	4)	相	談3	支援	堂 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	1)	計画	画相	討	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	2)	地均	或移	犭	支	援	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	1
	3)	地均	或定	≧着	支	援	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	2
(;	5)	障	害儿	見通	酠	支	援	•		•	•		•		•			•	•	•			•	•				•	•	•	2	3
	1)	児重	童角	槰達	支	援	•		•	•		•		•			•		•			•	•				•	•	•	2	3
	2)	医乳	秦 型	児	童	発	達	支	援	•		•		•			•		•			•	•			•	•	•	•	2	4
	3)	居	包訂	問	型	児	童	発	達	支	援			•			•		•			•	•					•	•	2	5
	4)	放詞	果後	き等	テ	<u>`</u> 1	サ	-	ビ	ス	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	2	6
	(5)		保育	育	f等	訪	i問	支	援						•					•									•	•	2	7
(6	6)	障	害儿	見相	討	支	援	•																					•		2	8
4	地	,域	生剂	支舌	を援	事	業	の	実	施	1=	関	す	る	事	項		•	•	•	•		•	•				•	•	•	2	9
(1)	必	須	事業	ۥ	•	•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	1)	理解	解伏	建	研	修	•	啓	発	事	業	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	2)	自多	色的	的活	動	支	援	事	業	•		•		•			•		•			•	•			•	•	•	•	2	9
	3)	相詞	发炎	え援	事	業	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	4)	成结	丰後	見	制	度	利	用	支	援	事	業	•	•	•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	3	1
	(5))	成纪	丰後	見	制	度	法	人	後	見	支.	援	事	業	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	3	1
	6)	意思	包思	樋	支	援	事	業	-	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	7)	日常	常生	E活	厞	具	給	付	等	事	業	•		•			•		•			•	•				•	•	•	3	2
	8)	手記	舌毒	₹仕	:員	養	成	研	修	事	業	•		•			•		•			•	•			•	•	•	•	3	3
	9)	移動	助支	え援	事	業	•		•					•			•		•			•	•					•	•	3	3
	10)	地均	或活	動	支	援	セ	ン	タ	_				•					•									•	•	3	4
	11)	精礼	申阻	害	者	地	域	生	活	支	援	広	域	調	整	等	事	業													
			(±	也垣	t生	活	支	援	広	域	調	整	会	議	等	事	業)	•	•	•		•	•				•	•	•	3	4
(2	2)	任	意	事業	ŧ•	•	•	•		•	•		•		•			•	•	•			•	•			•	•	•	•	3	5
資料	纠	計	画領	表定	三の)た	め	の	体	制	•			•	•	•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	3	6
(1)	墨	田[区址	也域	自	立	支	援	協	議	会			•			•		•			•	•					•	•	3	6
(2	2)	墨	田[区址	也域	自	立	支	援	協	議	会	委	員	•	•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	3	8
(;	3)	墨	田口田口	区区	害	者	施	策	推	進	協	議	会	-	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
(4																																
(;	5)	墨	田口田口	区址	边域	補	祉	計	·画	推	進	本	部		•					•								•	•	•	4	1
(6	6)		重计系																												4	3

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第5期】及び 児童福祉法第33条の20(平成30年4月施行)の規定に基づく墨田区障害児 福祉計画【第1期】(以下「本計画」といいます。)は、「市町村障害福祉計画」 及び「市町村障害児福祉計画」として、次の事項を定めることを目的に策定する ものです。

- ① 国の基本指針(※) に即した平成32年度における指定項目の成果目標
- ② 各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

策定に当たっては、第4期までの計画に引き続き、障害のある方(障害児を含む。)を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため の基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

(2) 計画の基本的理念

- ① 社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、相談支援の充実を進めます。
- ② 必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の計画的な提供に努めます。
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

(3) 計画の性格と位置づけ

本計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」、そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ、他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画としての性格を有する「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画が障害者総合支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施策について定めた計画となっています。

(4) 計画期間

本計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を計画期間としています。

計 画 名	計画期間
墨田区障害福祉計画【第1期】	平成18年度~平成20年度 (2006年度~2008年度)
墨田区障害福祉計画【第2期】	平成21年度~平成23年度 (2009年度~2011年度)
墨田区障害福祉計画【第3期】	平成24年度~平成26年度 (2012年度~2014年度)
墨田区障害福祉計画【第4期】	平成27年度~平成29年度 (2015年度~2017年度)
墨田区障害福祉計画【第5期】 墨田区障害児福祉計画【第1期】	平成30年度~平成32年度 (2018年度~2020年度)

(5) 計画の策定方法と計画の評価等

① 計画の策定体制及び方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者などを含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の基本指針によるサービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを踏まえるほか、パブリックコメント等を実施し、障害のある方をはじめとする区民のご意見を計画に反映させるための取り組みを実施しました。

② 計画の点検及び評価

墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を 行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の 検討を行うこととします。

③ 教育機関・医療機関その他の関係機関との連携に関する事項

本計画の推進に当たっては、教育機関等の関係者で構成される墨田区地域 自立支援協議会(全体会・専門部会)を定期的に開催し、各関係機関の連携を 図っていきます。

2 基本指針に定める成果目標

本計画では、国の定めた基本指針とともに障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、以下の項目について、これまでの実績及び地域の実情も踏まえて数値目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ※ ①~④は障害福祉計画、⑤は障害児福祉計画の項目

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、平成32年度末における地域生活に移行する方の数値目標と平成32年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、施設入所待機者など施設における支援が必要な障害のある方の入所も同時進行で進めます。

【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに併せて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとしています。

【区の考え方】

① 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間で、 平成28年度末時点の施設入所者数である214人の方のうち9%に当たる 19人の方が地域生活に移行すると見込みます。

② 平成32年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により2%以上の施設入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、施設での支援が必要な障害のある方が都立施設の待機登録を されている実態を踏まえ、平成28年度末の実績人数と同じ214人の方を 見込みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、区に求められている保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の整備を進めていきます。

【国の基本指針】

平成32年度末までに、保健、医療(病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者)及び福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

【区の考え方】

墨田区地域自立支援協議会専門部会「精神部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場の設置等について、協議をしていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある方が住み慣れた地域で親亡き後も暮らし続けるためには、単に居住の場を整備するのみならず、地域との交流機会の確保や地域の障害のある方等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要です。こうした地域連携機能をグループホームに付加した拠点である「地域生活支援拠点」や地域における複数の機関が分担して各機能を担う体制(「面的な体制」)の整備が求められています。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なく ともひとつを整備することを基本としています。

【区の考え方】

国の基本指針を踏まえ、区内にグループホームを設置する事業者と協議を行い、 平成32年度末までに1か所の整備を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般 就労に移行する者等の目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ① 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること。
- ② 就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。
- ③ 事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率 が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすること。

【区の考え方】

① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に 一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の 実績24人の方の1.5倍に当たる、36人の方を目標値とします。

- ② 就労移行支援事業の利用者数について、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の実績58人の方の2割の増加を見込み、70人の方を目標値とします。
- ③ 事業所ごとの就労移行率について、国の基本指針を踏まえ、就労移行率が 3割以上である就労移行支援事業所を全体の5割以上とします。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率について、国の基本指針を 踏まえ、80%以上とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

なお、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業等における障害児の 受入れについては、墨田区次世代育成支援行動計画、墨田区子ども・子育て支援 事業計画において実施していきます。

【国の基本指針】

- ① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1か所以上設置すること。
 - また、児童発達支援センターが実施すること等により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ② 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- ③ 平成30年度末までに、医療的ケア児を支援するための保健、医療、障害 福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

【区の考え方】

- ① 現在、区内には、児童発達支援センターとして、すみだ福祉保健センター内にみつばち園を設置しています。また、みつばち園において、保育所等訪問支援を実施しており、今後も円滑なサービス提供を図っていきます。
- ② 現在、区内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所が、各1か所あります。さらに、平成30年4月 に放課後等デイサービス事業所を開設する予定です。
- ③ 障害児支援の充実を図るため、平成30年度末までに、医療的ケア児を支援するための保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関等が連携し、共通の理解に基づく支援のための協議の場を設置します。

なお、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置について、東京都における当該コーディネーター研修の効果を踏まえて 検討していきます。

3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの 必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み (月間サービス提供量)と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。 なお、必要量の見込みは、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

また、平成33年度からの次期墨田区障害者行動計画策定に向けて、本区が実施する事業の定員見直し等について、検討していきます。

- ※ (1)~(4)は障害福祉計画、(5)及び(6)は障害児福祉計画の項目
- ※ 用語の説明 「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいう。 「人数」とは、実利用人数をいう。当月において複数回利用して も1人とする。

(1) 訪問系サービス

- 1 居宅介護
- 2 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- 4 行動援護
- 5 重度障害者等包括支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等 を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数	実績時間	平均利用時間
平成27年度 (平成28年3月)	469人	9,394時間	20.0時間
平成28年度 (平成29年3月)	487人	10,387時間	21.3時間

【必要量見込みの考え方】

ここ数年の実績人数を参考として、対象者数では前年度比20人増、時間数では前年比420時間増が続くものと推計して必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数	時間数
平成30年度	5 2 7 人	11,227時間
平成31年度	547人	11,647時間
平成32年度	567人	12,067時間

【確保方策】

現在、利用されている区内訪問系サービス事業者は54事業所あります。 事業者が適正な運営ができるよう情報提供等をしつつ、必要量に対する サービス提供量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	7,296人目	351人	20.8日
平成28年度 (平成29年3月)	7,409人日	366人	20.2日

【必要量見込みの考え方】

生活介護については、特別支援学校の卒業生のうち、生活介護を利用することが見込まれる人数を踏まえるとともに、過去の実績等から必要量を 見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	7,533人日	372人分
平成31年度	7,615人日	376人分
平成32年度	7,697人日	380人分

【確保方策】

区内には生活介護事業所が4か所あり、合計定員数は118人となっており、平成29年3月現在123人(区外利用者を含めると366人)の方が利用されています。特に、肢体不自由の方の生活介護事業所を確保する必要があるため、平成30年4月に重度肢体不自由児(者)を対象とする生活介護事業所を開設し、必要量を確保します。

② 自立訓練(機能訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	68人目	4人	17.0日
平成28年度 (平成29年3月)	59人目	4人	14.8日

【必要量見込みの考え方】

利用対象となる方のそれぞれの特性に応じ利用されるため、急激な利用 変動は見込めない事業です。平成29年3月現在、自立訓練(機能訓練)を 4人の方が利用されています。今後も、同程度の利用者数を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	60人日	4人分
平成31年度	60人目	4人分
平成32年度	60人日	4人分

【確保方策】

現在、区内には、自立訓練(機能訓練)を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

③ 自立訓練(生活訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	163人日	12人	13.6日
平成28年度 (平成29年3月)	291人日	17人	17.1月

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、17人の方が自立訓練(生活訓練)を利用されています。本計画においては、過去の実績を基に入院中の精神障害のある方のうち地域生活移行後のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	300人日	17人分
平成31年度	300人日	17人分
平成32年度	300人目	17人分

【確保方策】

区内にある1事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き 必要量を確保していきます。

④ 就労移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	908人目	53人	17.1月
平成28年度 (平成29年3月)	1,035人目	58人	17.8日

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、58人の方が就労移行支援を利用されています。国の基本指針の成果目標を踏まえて、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	1,139人日	6 4 人分
平成31年度	1,192人日	6 7 人分
平成32年度	1,246人日	70人分

【確保方策】

区内には、就労移行支援事業所が7か所あり、合計定員数は118人となっています。平成29年3月現在58人の方が利用されています。そのため、当面は受け入れが十分確保されている状況にあります。

⑤ 就労継続支援(A型)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	480人日	25人	19.2月
平成28年度 (平成29年3月)	443人日	23人	19.3日

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、23人の方が就労継続支援(A型)を利用されています。これまでと同水準と推計して必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	488人日	25人分
平成31年度	488人日	25人分
平成32年度	488人目	25人分

【確保方策】

区内には、就労継続支援(A型)事業所はありませんが、事業特性として 近隣区等の事業所を利用することが考えられます。引き続き、民間事業所と 連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

⑥ 就労継続支援(B型)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	7, 121人日	417人	17.1日
平成28年度 (平成29年3月)	7,216人日	410人	17.6日

【必要量見込みの考え方】

就労継続支援(B型)については、特別支援学校の卒業生のうち、就労継続支援(B型)を利用することが見込まれる人数を踏まえるとともに、過去の実績等から必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	7, 406人日	420人分
平成31年度	7,501人日	4 2 5 人分
平成32年度	7,596人日	430人分

【確保方策】

区内には、知的障害・身体障害を主な対象とする就労継続支援(B型) 事業所が5か所あり、合計定員数は240人となっており、平成29年3月 現在225人の方が利用されています。

また、精神障害を主な対象とする就労継続支援(B型)事業所は区内に9か所あり、合計定員数は203人となっており、平成29年3月現在155人の方が利用されています。

これらのことから、当面は受け入れが可能な状況です。

なお、同時期に区外事業所を含めた利用者は、410人の方となって います。

【工賃の実績】

時 期	平均実績月額	平均時給額
平成27年度 (平成28年3月)	16,922円	286円
平成28年度 (平成29年3月)	14,271円	3 1 8円

【目標水準の考え方】

就労継続支援(B型)における工賃については、目標額に達していませんが、引き続き工賃向上の取組みを進め、平成29年度の目標としてきた平均月額22,400円を、改めて平成32年度の目標水準とします。

【工賃の目標水準】

時 期	平均目標月額
平成30年度	20,000円
平成31年度	21,000円
平成32年度	22,400円

【工賃向上の取り組み】

就労継続支援(B型)における工賃の目標水準については、目標額に達していない状況ですが、「障害のある方による地域緑化推進事業」等の官公需による工賃向上を継続実施するとともに、自主生産品の共同販売等を通じた取り組みを継続することなどにより、工賃向上を図っていきます。

7 就労定着支援

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案 して利用者数の見込みを設定する。

【必要量見込みの考え方】

平成30年度からの創設事業であるため、就労移行事業を利用した一般 就労者数等を参考として必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	38人目	19人分
平成31年度	42人目	21人分
平成32年度	46人目	2 3 人分

【確保方策】

創設事業のため、現在、類似事業を行う「すみだ障害者就労支援総合センター」をはじめとして、民間事業所と連携を図り、必要量の確保を図っていきます。

8 療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の 見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	25人
平成28年度 (平成29年3月)	24人

【必要量見込みの考え方】

本区では平成29年3月現在、療養介護事業利用者は24人の方で、 すべて区外の医療機関を利用されています。現在の利用者が継続して利用 することと過去の実績を踏まえ、第4期計画と同様28人の方を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	28人分
平成31年度	28人分
平成32年度	28人分

【確保方策】

今後もサービスを必要とする障害のある方やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

9 短期入所(福祉型、医療型)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	区分	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度	福祉型	832人日	78人	10.7日
(平成28年3月)	医療型	28人日	10人	2.8日
平成28年度	福祉型	732人目	91人	8.0日
(平成29年3月)	医療型	71人日	14人	5.1日

【必要量見込みの考え方】

区内では、福祉型として「すみださんさんるーむ」、「すみだ青年の家」 及び「あとむ」が短期入所を実施しています。医療型とともに、今後も過去 の実績を踏まえ、増加するものとして必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	区分	人日分	人数
	福祉型	744人日	93人分
平成30年度	医療型	92人目	18人分
	福祉型	760人日	9 5 人分
平成31年度	医療型	102人日	20人分
平成32年度	福祉型	776人日	9 7 人分
	医療型	112人日	2 2 人分

【確保方策】

区内にある福祉型3事業所及び区外の福祉型・医療型事業所と連携・調整 を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

また、地域生活支援拠点等の整備も踏まえながら、民間事業者による グループホーム整備の際に、短期入所の併設等について協議を行って いきます。

(3) 居住系サービス

1 自立生活援助

【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない 障害者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【必要量見込みの考え方】

平成30年度からの創設事業であるため、地域相談支援事業の利用者数、 共同生活援助利用者数、単身世帯である障害のある方、同居している家族に よる支援を受けられない障害のある方等の数を基にして必要量を見込み ます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	3人分
平成31年度	10人分
平成32年度	20人分

【確保方策】

創設事業であるため、民間事業者と連絡を取りつつ、必要量を確保していきます。

2 共同生活援助

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の 見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	163人
平成28年度 (平成29年3月)	164人

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、164人の方がグループホームを利用されています。 区では、現在の利用者数に新たにグループホームに入居を希望する者の他、 施設入所者の地域生活への移行者数や入院中の精神障害のある方のうち 地域生活に移行する者の数として、地域生活移行等により平成32年度まで に19人増を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	176人分
平成31年度	182人分
平成32年度	189人分

【確保方策】

平成29年3月現在、区内には7事業者がグループホームを運営しています。また、区外の49事業所を区民が利用されています。

グループホームの整備については、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで必要なものであり、民間事業者の誘導を図り計画的な整備促進に努めていきます。

③ 施設入所支援

【国の基本指針】

利用者数の見込みの設定に当たっては、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減することとする。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	215人
平成28年度 (平成29年3月)	214人

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、214人の方が施設入所支援を利用されています。 区では、施設入所支援の実施事業者による支援が必要な障害のある方が 都立施設の待機登録をしている実態を踏まえ、平成28年度末の実績人数で ある214人の方を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	214人分
平成31年度	214人分
平成32年度	214人分

【確保方策】

施設入所支援の実施事業者等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

1 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	112人
平成28年度 (平成29年3月)	165人

【必要量見込みの考え方】

平成27年度から障害福祉サービスを利用する障害のある方全員が計画相談支援の対象となっており、過去の実績を踏まえ、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	244人分
平成31年度	284人分
平成32年度	3 2 4 人分

【確保方策】

障害福祉サービスを利用する障害のある方全員を対象とすることとされていることから、区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

② 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の 見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	3人
平成28年度 (平成29年3月)	3人

【必要量見込みの考え方】

平成29年3月現在、3人の方が地域移行支援を利用されています。今後 も毎年同じ規模で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	4人分
平成31年度	7人分
平成32年度	10人分

【確保方策】

区内にある事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

③ 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	0人
平成28年度 (平成29年3月)	1人

【必要量見込みの考え方】

過去の実績を踏まえ、同程度で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	2人分
平成31年度	2人分
平成32年度	2人分

【確保方策】

区内にある2事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

(5) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【国の基本指針】

現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な一人当たり 利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	1,893人日	612人	3. 1月
平成28年度 (平成29年3月)	2,003人目	654人	3. 1目

【必要量見込みの考え方】

利用児童数の増加等を踏まえ、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	2, 103人日	701人分
平成31年度	2, 187人日	729人分
平成32年度	2,274人日	758人分

【確保方策】

区内外に民間による児童発達支援の開設が今後とも続くことが予想されるため、児童発達支援センターを中心とした支援と情報共有を図っていきます。

② 医療型児童発達支援

【国の基本指針】

現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な一人当たり 利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	17人目	2人	8. 5目
平成28年度 (平成29年3月)	7人日	1人	7.0日

【必要量見込みの考え方】

過去の実績等を踏まえ、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	17人目	2人分
平成31年度	17人目	2人分
平成32年度	17人目	2人分

【確保方策】

区内には医療型児童発達支援センターはなく、すべての利用者が区外の 都立事業所を利用されています。引き続き、都立事業所と連携を図り、必要 な情報提供を行っていきます。

③ 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

障害児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数 及び量の見込みを設定する。

【必要量見込みの考え方】

平成30年度からの創設事業であるため、医療型児童発達支援の過去の 実績を参考として、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	17人日	2人分
平成31年度	17人目	2人分
平成32年度	17人日	2人分

【確保方策】

創設事業のため、民間事業所と連携を図り、必要量の確保を行っていきます。

4 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な一人当たり 利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (平成28年3月)	3,202人目	387人	8.3日
平成28年度 (平成29年3月)	3,851人日	469人	8.2日

【必要量見込みの考え方】

過去の利用児童数の増加等を踏まえ、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	4,316人目	5 2 0 人分
平成31年度	4,482人日	5 4 0 人分
平成32年度	4,648人日	560人分

【確保方策】

区内外に民間による放課後等デイサービスの開設が今後とも続くことが 予想されるため、児童発達支援センターを中心とした支援と情報共有を 図っていきます。

⑤ 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な一人当たり 利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成27年度 (各月平均)	8人目	7人	1. 1日
平成28年度 (各月平均)	8人日	7人	1. 1日

【必要量見込みの考え方】

主に保育園や幼稚園経由で児童発達支援につながる児童を中心に、必要量を見込みます。

【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成30年度	10人目	10人分
平成31年度	11人目	11人分
平成32年度	12人目	12人分

【確保方策】

主に児童発達支援センターにおいて行われる事業であるため、区立の児童 発達支援センターでの必要量の確保に努めます。

(6) 障害児相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の 見込みを設定する。

【実績】

時 期	実績人数
平成27年度 (平成28年3月)	17人
平成28年度 (平成29年3月)	19人

【必要量見込みの考え方】

障害児通所支援全体の必要量をもとに、必要量を見込みます。

なお、平成27年度から障害児通所支援を利用する児童全員が障害児相談 支援の対象となっていることから、過去の実績を踏まえて利用児童数を見込 みます。

【必要量の見込】

年度	人数
平成30年度	2 3 人分
平成31年度	25人分
平成32年度	27人分

【確保方策】

区内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に障害児相談支援事業 所の開設を呼びかけるとともに、既存の事業所とも連携・調整を図りながら 引き続き必要量を確保していきます。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

※ 障害福祉計画の項目

障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて 柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

障害福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度に おける事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を 定めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修·啓発事業

【事業実施の考え方】

障害者団体及び区民等と協働し、ノーマライゼーションの理念の実現を 図るとともに、障害の理解と啓発を図ることを目的に、毎年12月に障害者 週間記念事業として区民参加型の行事等を開催します。

また、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い、理解 啓発事業を継続実施します。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

② 自発的活動支援事業

【事業実施の考え方】

心の健康づくり対策事業

ア デイケアの実施

回復途上にある精神障害のある方に対して、社会適応の促進を図り、 集団でのレクリエーション、話し合い、料理等を通して人間関係の改善や 生活リズムの確立社会参加の動機づけ等を支援する社会適応訓練を実施 します。

イ 家族会

精神障害のある方の家族を対象に、同じ悩みをもつ家族が集まる場を 設け、情報交換を通じて、精神疾患や福祉制度等に対する理解を深める ことを目的に家族会を実施します。

ウ こころの病を持つ方の家族のための連続講座

こころの病を持つ方の家族に対して、精神保健に関する正しい知識の 普及と精神障害のある方に対する理解を深めるために啓発活動の一環と して連続講座を実施します。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

【事業実施の考え方】

障害のある方等の福祉に関する各般の問題につき、当事者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、 必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関 との連絡調整その他の障害のある方等の権利擁護のために必要な援助(相談 支援事業)を行います。

また、この他、高齢者支援総合センター(福祉総合型)において、身体 障害者手帳の取得に関する相談対応等を行っていきます。

【実施見込み箇所数】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
4か所	4か所	4か所

イ 基幹相談支援センター

【事業実施の考え方】

現時点で基幹相談支援センター事業は実施していませんが、今後、設置に向けて事業実施の検討をしていきます。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	検討	検討

ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業実施の考え方】

現時点で基幹相談支援センター事業は実施していませんが、「障害者相談支援事業」として、向島保健センター及び本所保健センターの窓口並びに精神障害のある方を主な対象としたすみだ地域生活支援センター「友の家」に保健師や精神保健福祉士を配置し、障害のある方やそのご家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを本計画期間においても推進します。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

工 住宅入居等支援事業

【事業実施の考え方】

保証人を付けることができず、民間賃貸住宅への入居が困難な場合、区と協定を結んだ民間の保証機関が、家賃等の債務保証を行うことにより入居を支援します。また、当該保証機関に支払った保証料の一部を区が助成することにより、居住の安定を図ります。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

【事業実施の考え方】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害及び精神障害のある方に対し、成年後見制度における区長の審判請求を行う際に必要な申し立て経費のほか、成年後見人等への報酬費用を助成することにより、本制度の活用を促進します。

【実利用見込み者数/年】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
5人	5人	5人

5 成年後見制度法人後見支援事業

【事業実施の考え方】

現時点で、成年後見制度法人後見支援事業は実施していませんが、早期に 実施できるよう検討を行います。

【実施の有無】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	検討	検討

6 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【事業実施の考え方】

聴覚に障害があるため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、当事者等が社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保します。

なお、実施に当たっては、社会福祉法人等に委託します。

【実利用見込み者数/年】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	1,250件	1,275件	1,300件
要約筆記者派遣事業	130件	140件	150件

【確保の方策】

運営事業者と連携し、サービス提供に支障が生じないよう必要量を確保します。

イ 手話通訳者設置事業

【事業実施の考え方】

聴覚や言語機能に障害のある方からの相談を受け、生活全般を支えるために、すみだ障害者就労支援総合センター内で実施している聴覚障害者生活 支援事業において、墨田区登録手話通訳者を配置します。

【実設置見込み者数/日】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2人	2人	2人

7 日常生活用具給付等事業

【事業実施の考え方】

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。

【給付等見込み件数/年】

本区では障害者総合支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施 しており、これまでの実績の平均値や障害のある方の増加等を踏まえて、 必要量を見込みます。

種目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)介護訓練支援用具	16件	17件	18件
(2)自立生活支援用具	78件	8 3 件	88件
(3)在宅療養等支援用具	58件	67件	76件
(4)情報·意思疎通支援	6 5 件	70件	75件
用具	0.317	7 0 17	7.51
(5)排泄管理支援用具	440件	450件	460件
(6)住宅改修費	8件	9件	10件

【確保の方策】

登録事業者と連携し、給付・貸与に支障が生じないよう必要量を確保 します。

8 手話奉仕員養成研修事業

【事業実施の考え方】

聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

【実養成研修修了見込み者数(登録見込み者数)/年】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
8人(4人)	10人(5人)	12人(6人)

【確保の方策】

養成研修の受講生の増加を図るため、啓発活動を引き続き継続していきます。

また、登録者数が増えるよう、研修の充実を図っていきます。

9 移動支援事業

【事業実施の考え方】

障害のある方の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外で の移動が困難な方に、ホームヘルパー等による外出のための支援を行います。

【実利用見込み者数・延べ利用見込み時間数/月】

本区では障害者総合支援法施行以前から移動支援事業を実施しており、 これまでの実績の平均値や障害のある方の増加等を踏まえて、必要量を見込 みます。

種目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 実利用見込み者数	271人	275人	279人
(2) 延べ利用見込み時間数	3,458時間	3,500時間	3,542時間

【確保の方策】

平成29年3月現在、個人がそれぞれの必要性に応じた利用契約を行い、85か所の居宅サービス事業所に委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じたきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して、十分なサービス提供量を確保していきます。

⑩ 地域活動支援センター

【事業実施の考え方】

地域活動支援センターについては、I型による機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を社会福祉法人に委託して実施します。

【実施見込み箇所数・実利用見込み者数/月】

これまでの実績の平均値等を踏まえて、必要量を見込みます。

種目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所
(2) 実利用見込み者数	115人	125人	135人

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)

【事業実施の考え方】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるに当たっての調整を行うため、医療関係者や地域関係者等で構成する協議会を設置します。

【実施の有無】

墨田区地域自立支援協議会専門部会「精神部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場の設置と併せて、協議をしていきます。

平成30年度	平成31年度	平成32年度
検討	検討	有

(2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業
5	身体障害者用自動車改造費助成事業
6	心身障害者自動車運転教習費補助事業
7	障害児日中活動事業運営費補助事業

資料 計画策定のための体制

(1) 墨田区地域自立支援協議会

墨田区地域自立支援協議会に関する要綱

平成19年9月25日 19墨福障第764号

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(協議会の組織)

- 第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)を設置する。
- 2 協議会に、必要に応じて協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

(全体会の構成)

- 第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。
- 2 全体会の委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に 関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員その他区 長が必要と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会の会長等)

- 第4条 全体会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、全体会を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。 (全体会の協議事項等)
- 第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。
 - (2) 墨田区における相談支援事業に関すること。
 - (3) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。
 - (4) 障害者及びその家族、障害福祉関係等機関並びに団体との連携に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認めること。
- 2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。 (専門部会の構成)
- 第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。
- 2 専門部会委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に 関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員等及びそ の他区長が必要と認める者のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専 門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が 関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、

障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

- 3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。 (専門部会の座長等)
- 第7条 専門部会には座長を置く。
- 2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉 課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については 保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉 課長とする。
- 3 座長は、専門部会を統括する。 (専門部会の協議事項等)
- 第8条 専門部会は、会長から付託された事項を協議する。
- 2 座長は、前項の協議結果について、会長に報告するとともに、必要に応じて関係 機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。
- 2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については 福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関 わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。 ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をす る。

(報酬等)

- 第12条 全体会の委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を 支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、区の職員及び専門部会の委員に対しては、報酬及び謝礼を支給しない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。 (委任)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長 が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成19年11月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成25年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成26年6月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成29年8月1日から適用する。

(2) 墨田区地域自立支援協議会委員

NO	所属等	所属等 役職		氏名
1	学識 経験者	日 福祉コンュニティ学科		柳田 正明
2		特定非営利活動法人のぞみ	肢体不自由児者通所訓練所 所長	清水 裕三
3		(福) 墨田区社会福祉事業団	障害者支援部長	長島 孝
4		(福)墨田さんさん会	墨田さんさん会 空ゆけ未来工房 施設長	小野坂 明夫
5	障害福祉 サービス	特定非営利法人 とらいあんぐる	事務局長	河野 元毅
6	等 事業者	墨田区	すみだ障害者就労支援 総合センター 所長	中山 美幸
7	学 未任	(福)おいてけ堀協会	すみだ地域生活支援 センター友の家 管理者 精神保健福祉士	柳 牧子
8		(株) ラックコーポレーション	障害者相談支援事業 ヘルスケア事業部 部長	前田 輝和
9		墨東病院	メディカルソーシャル ワーカー (MSW)	柳瀬 一正
10		墨田区障害者団体連合会	会長	荘司 康男
11	障害 当事者	墨田区手をつなぐ親の会	会長	庄司 道子
12	∃ 事 有 団体	肢体不自由児者父母の会	副会長	菊池 昌子
13		墨田区精神障害者家族会	会長	三浦 八重子
14		都立墨東特別支援学校	副校長	西巻 隆之
15		都立墨田特別支援学校	副校長	阿由葉 綾子
16		墨田区民生委員・児童委員 協議会	会長	鎌形 由美子
17	行政関係 機関等	墨田公共職業安定所 (ハローワーク)	統括職業指導官	谷部 和男
18		墨田区社会福祉協議会	事務局長	栗田陽
19		墨田区	保健衛生担当参事	岩瀬 均
20	三成 29 年 15	墨田区	障害者福祉課長	杉崎 和洋

(平成 29 年 12 月現在)

(敬称略)

(3) 墨田区障害者施策推進協議会

墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

昭和57年4月10日 57墨厚厚発第178号

(設置)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区障害者施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

- 第2条 推進協議会は、委員22人以内をもって構成する。
- 2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者 団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区 長が委嘱又は任命する。

(会長等)

- 第3条 推進協議会に会長を置く。
- 2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。
- 3 会長は、会議を主宰し、総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。 (協議事項)
- 第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。
 - (1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
 - (2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。
 - (3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。 ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。 (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に 定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

付 訓

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

(4) 墨田区障害者施策推進協議会委員

NO	区分	所 属 等	氏 名
1		墨田区障害者団体連合会	三 宅 裕
2		II.	野 口 喬
3		"	荘 司 康 男
4	障害者団体等の	"	庄 司 道 子
5	代表者	11	小 宮 隆 仁
6		II .	三 浦 八重子
7		墨田区知的障害者相談員	小久保 登美子
8		墨田区身体障害者相談員	吉 田 章
9		墨田区民生委員・児童委員協議会	小 林 光 子
10	学識経験者	墨田区社会福祉協議会	大 屋 善次郎
11		障害福祉サービス事業者 墨田区障害者審査会委員	笹 生 依志夫
12		墨田区議会議員	しもむら 緑
13		II	加納進
14		II	は ら つとむ
15	区議会議員	II .	西村孝幸
16		II	井 上 ノエミ
17		11	渋 田 ちしゅう
18		東京都立墨田特別支援学校長	磯 部 淳 子
19	- 関係行政機関の 職員	特別支援学級設置中学校代表 (寺島中学校長)	松井隆
20		墨田公共職業安定所 職業相談部長	柏葉英彦
21		墨田区保健所長	北 村 淳 子

(平成 29 年 12 月現在)

(敬称略)

(5) 墨田区地域福祉計画推進本部

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日 5 墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田 区地域福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本 部への出席を求めることができる。

(審議事項)

- 第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整 及び推進に関すること。
 - (2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

- 第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。 (幹事会)
- 第5条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な 事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある 幹事をもって開催することができる。

(事務局)

- 第6条 推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。

- (2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
- (3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- 5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。
- 6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

政策担当課長		
総務課長、人権同和・男女共同参画課長		
窓口課長		
地域活動推進課長		
産業振興課長		
厚生課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、		
介護保険課長、高齢者福祉課長、介護・医		
療連携調整担当副参事		
保健計画課長、向島保健センター所長、		
本所保健センター所長		
子育て支援課長、子育て政策課長、子ども		
施設課長、子育て支援総合センター館長		
都市計画課長		
防災課長、安全支援課長		
都市整備課長		
環境保全課長		
庶務課長、指導室長		

(6) 検討経過

墨田区地域自立支援協議会(全体会)検討経過

第 1 回	平成 29 年 8 月 1 日(火) 午前 9 時 30 分~10 時 30 分 墨田区役所 121 会議室	1. 墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の策定について 2. 墨田区障害福祉計画【第4期】の進捗状況について
第 2 回	平成 29 年 11 月 9 日(木) 午後 3 時~4 時 30 分 墨田区役所 131 会議室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の中間のまとめについて

墨田区地域自立支援協議会(計画策定部会)検討経過

第 1 回 (居住·訪問系)	平成 29 年 9 月 11 日(月) 午前 9 時~10 時 墨田区役所 81 会議室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の策定検討
第 2 回 (日中活動系)	平成 29 年 9 月 11 日(月) 午前 10 時 30 分~11 時 30 分 墨田区役所 81 会議室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の策定検討

墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 29 年 8 月 1 日(火) 午前 11 時~正午 墨田区役所 121 会議室	第4期墨田区障害者行動計画(後期)の進捗状況について
第 2 回	平成 29 年 11 月 8 日(水) 午後 1 時 30 分~3 時 墨田区役所 区議会第1委員会室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の中間のまとめについて

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害福祉計画関係)

第 1 回	平成 29 年 7 月 18 日(火) 午前 11 時~正午 墨田区役所 庁議室	墨田区障害福祉計画【第4期】平成28年度実績報告・ 平成29年度事業計画について
平成 29 年 10 月 24 日(火) 第 2 回 午前 11 時~正午 墨田区役所 庁議室		墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の中間のまとめについて
第3回	平成 30 年 1 月 23 日(火) 午前 11 時~正午 墨田区役所 庁議室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】(案)の報告

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害福祉計画関係)

第 1 回	平成 29 年 7 月 10 日(月) 午後 2 時~3 時 墨田区役所 82 会議室	墨田区障害福祉計画【第4期】平成28年度実績報告・ 平成29年度事業計画について
平成 29 年 10 月 10 日(火) 第 2 回 年後 2 時~3 時 墨田区役所 31 会議室		墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】の中間のまとめについて
第 3 回	平成 30 年 1 月 9 日(火) 午後 2 時~3 時 墨田区役所 123 会議室	墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画 【第1期】(案)の報告

墨田区障害福祉計画【第5期】 墨田区障害児福祉計画【第1期】

平成30(2018)年3月

発 行:墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6217 FAX (03) 5608-6423

E-mail SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

編 集:墨田区福祉保健部障害者福祉課